

令和元年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

	納期限	振替日(振替納税をご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税	令和2年 4月16日(木)	令和2年 5月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和2年 4月16日(木)	令和2年 5月19日(火)

振替納税をご利用の方へ

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

- ※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。
- また、転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

振替納税をご利用でない方へ

ぜひご利用ください!

便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署又は金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。

利用されない場合、税務署からの納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、裏面記載の納付方法等により納期限までに納付してください。

申告・納期限・振替日の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納期限について、令和2年4月16日(木)まで延長いたします。

同じく、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出期限について、令和2年4月16日(木)まで延長いたします。

また、振替納税をご利用されている方の振替日について、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)といたします。

ダイレクト納付のご利用について

申告所得税・贈与税について、令和2年3月16日(月)以降は未来日(令和2年3月17日(火)以降の日)を指定してダイレクト納付を行うことができません。

また、個人事業者の消費税について、令和2年3月31日(火)以降は未来日(令和2年4月1日(水)以降の日)を指定してダイレクト納付を行うことができません。

申告所得税・贈与税については令和2年3月16日(月)以降、消費税については令和2年3月31日(火)以降、ダイレクト納付を行う際は、「即時納付」をご利用ください。

なお、納期限は令和2年4月16日(木)です。

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから **1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について

振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「***」で表示しています)」をご確認ください。誤り等ございましたら、お手数ですが所轄の税務署までお問合せください。

便利な納付方法があります！

国税の納付には、簡単な手続で利用できる便利な方法がございます。ぜひご利用ください！

自宅完了！ 口座振替による納付

申告所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方におすすめ！

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

コンビニ納付（QRコード）

近くにコンビニがある方やインターネットを利用している方

こんな方におすすめ！

パソコンやスマホから納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付することができます。

- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます）。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは両テンソルウェブの登録商標です。

自宅完了！ クレジットカード納付

時間を気にせず利用したい方やインターネットを利用している方

こんな方におすすめ！

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」（<https://kokuzei.noufu.jp>）へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払いサイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

自宅完了！ ダイレクト納付

e-Taxを利用している方や源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

こんな方におすすめ！

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方へ

NEW!

地方税より新たな納付方法のご案内

- ◎ 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始しました。
- ◎ 個人住民税（特別徴収分）も電子納付することができます。
- ◎ 詳しくはeLTAxホームページ（<https://www.eltax.jp>）をご覧ください。
※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

自宅完了！ インターネットバンキング等からの納付

e-Taxを利用している方やインターネットバンキングを利用している方

こんな方におすすめ！

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

金融機関の窓口での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は金融機関の窓口へ備え付けておりますが、在庫がない場合もございます。
- ◎ 利用可能金融機関については、日本銀行ホームページの「歳入代理店一覧」をご確認ください。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
(<http://www.nta.go.jp>)



大阪国税局・税務署